

一般競争入札の参加者の資格等（公告）

一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり公告する。

令和 7 年11月 5 日

警察共済組合長崎県支部長 遠藤 顕史

1 一般競争入札に付する事項

令和 7 年度特定保健指導業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として長崎県知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者

- (6) この公告の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を国又は地方公共団体から受けている者又は受けることが明らかである者

- (7) この公告の日から入札の期日までの間において、「長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領」（令和 5 年 2 月17日付け崎組（暴排）第 7 号）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加の条件

令和 5 年 4 月 1 日から資格審査申請書の提出期限の日までにおいて、当該業務と類似する業務の履行実績があること。

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の 5 第 1 項及び第167条の 5 の 2 に定める要件に準じ、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）

オ 過去の類似する業務の実績

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この公告の日から令和7年11月19日（水）までの間（土日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日以降、(5)に掲げる場所において競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

なお、警察共済組合本部のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参し提出すること。

ア 誓約書

イ 法人にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導実施機関として登録がされている者であることを証明する種類（写）

ケ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得していることを証明する書類（写）

コ 令和5年4月1日から申請書提出期限までに当該業務と類似した業務について実績を証明する書類（任意様式）

サ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載

すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

(名称) 警察共済組合長崎県支部

(電話) 095-820-0110 内線2780

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（原則として郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから令和9年3月31日までとする。

8 資格審査申請書記載事項の変更届

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

9 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第6号）を提出し、審査を受けなければならない。

(1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき。

(2) 会社分割制度（商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号））による会社分割により組織の変更が生じたとき。

10 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

- (3) 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度して競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。